## 子会社の合併に伴う株式買取請求に係る公告

平成23年6月3日

株主各位

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地 株式会社ハーバー研究所 代表取締役 小 柳 昌 之

当社(甲)は、平成23年5月23日に開催された取締役会において、平成23年10月1日を効力発生日として、甲を存続会社とし、株式会社銀座ハーバー(乙、本店:東京都中央区銀座五丁目6番1号)、株式会社中部ハーバー(丙、本店:三重県松阪市中央町38番地17)、株式会社関西ハーバー(丁、本店:大阪市中央区南船場四丁目11番20号心斎橋アルテビル)、株式会社四国ハーバー(戊、本店:大阪市中央区南船場四丁目11番20号心斎橋アルテビル)、株式会社中国ハーバー(戊、本店:太島県広島市中区立町1番20号)及び株式会社九州ハーバー(庚、本店:福岡市博多区綱場町4番11号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議致しました。

これにより、甲は、乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継し、乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することとなりました。

これに伴い、下記のとおり公告致します。

尚、甲の株主総会は平成23年6月19日を予定しております。

また、甲は、乙、丙、丁、戊、己及び庚の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

記

会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、 効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取 請求に係る株式の数をお申し出下さい。

以上